

岩手県告示第 363 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度において岩手県が発注する岩手県漁業指導調査船建造工事の契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 特定役務の種類 岩手県漁業指導調査船建造工事
- 2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 各種漁業資源調査（さんま棒受け、いか釣り、オッタートロール漁業等）、海洋観測並びに生物の調査及び研究を目的とする船舶であって、当該工事により建造される船舶と同じ規模以上のものを建造した実績を有する者であること。
 - (2) 当該工事を施工するために必要な船台等を現に有している者であること。
 - (3) 提出された技術審査資料により行われる技術的審査で、当該工事を施工することができる技術的能力を有すると認められた者であること。
- 3 資格審査の申請の方法
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
 - イ 添付書類
 - (ア) 船舶建造実績調書
 - (イ) 建造能力に関する調書
 - (ウ) 船舶建造主要技術者調書
 - (エ) 船舶の建造状況
 - (オ) 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面
 - (カ) 商業登記簿の謄本
 - (キ) 納税証明書（申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書をいう。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない申請者にあつては、申請日の属する年の直前 1 年間における所得税又は法人税の納税証明書をいう。）
 - (ク) 申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。）
 - (2) 申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (3) 申請書類の提出場所及び問い合わせ先 郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県農林水産部水産振興課 漁業調整担当 電話番号 019-629-5817
 - (4) 申請書類の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。
 - (5) 提出部数 1 部
 - (6) 申請書類の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日を除き、平成 20 年 4 月 25 日から同年 5 月 12 日まで、随時、申請を受け付ける。
- 4 資格の有効期間 資格を付与された日から平成 22 年 3 月 31 日までの間